

平成22年9月第26回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成22年9月10日第26回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小 野 一 雄	2 番 熊 澤 勇
3 番 鞠 子 幸 則	4 番 相 澤 久 美 子
5 番 渡 邊 健 一	6 番 高 野 孝 一
7 番 宍 戸 秀 正	8 番 安 藤 美 重 子
9 番 鈴 木 高 行	10 番 平 間 竹 夫
11 番 佐 藤 ア ヤ	12 番 佐 藤 實
13 番 山 本 久 人	14 番 熊 田 芳 子
15 番 安 田 重 行	16 番 永 浜 紀 次
17 番 高 野 進	18 番 島 田 金 一
19 番 安 細 隆 之	20 番 岩 佐 信 一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 (0 名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税 務 課 長	日 下 初 夫	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 21 年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成 21 年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 21 年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 21 年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 21 年度亶理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 21 年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成 21 年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成 21 年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 平成 21 年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 平成 21 年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 11 号 平成 21 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 12 号 平成 21 年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上 12 件一括議題・総括質疑・特別委員会負託)

午前 9 時 56 分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 佐藤アヤ議員、12番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成21年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第13 認定第12号 平成21年度互理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上12件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第2、認定第1号 平成21年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第12号 平成21年度互理町水道事業会計決算認定についてまでの以上12件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 認定第1号から認定第11号までの11件について、会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（齋藤良一君） それでは、ご説明申し上げます。

お手元に説明書が配付されておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

認定第1号 平成21年度互理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第11号 平成21年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで一括してその概要についてご説明申し上げます。

最初に、認定第1号 平成21年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について申し

上げます。

歳入から申し上げます。

予算現額101億9,470万9,000円、調定額106億425万3,000円、収入済額102億683万8,000円、不納欠損額は町税と分担金及び負担金で2,916万8,000円、収入未済額が3億6,824万7,000円であります。収入未済額の主なものは、町税の3億4,587万4,000円であります。

歳入決算額102億683万8,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源（町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金等）は、74億8,568万9,000円、特定財源（分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、町債等）は、27億2,114万9,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源（町自体で調達できる例えば町税、使用料及び手数料、財産収入等）が45億1,182万8,000円で、決算額に対し44.2%、依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等）が56億9,501万円で、55.8%となっております。

歳入決算の主なものとしては、町税が前年度比5.0%減の35億6,313万円、地方譲与税が前年度比6.3%減の1億7,642万1,000円、地方交付税は、平成21年度から基準財政需要額の算定に地域雇用創出推進費の項目が創設されたことなどから、前年度比6.8%増の25億3,713万3,000円、国庫支出金は、地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、定額給付金などの創設により、前年度比249.5%増の12億5,710万8,000円。県支出金は、前年度比23.9%増の5億9,391万5,000円。繰入金は一般財源の不足財源として財政調整基金等から繰り入れ充当したもので、前年度比58.9%増の2億448万7,000円、町債は、中央児童センター建設等に伴う起債借入額の増により46.3%増の7億1,500万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額101億9,470万9,000円、支出済額98億2,062万6,000円、翌年度繰越額1億1,985万6,000円、不用額2億5,422万7,000円で、執行率は96.3%であります。

目的別の歳出構成比は、民生費27.0%、総務費18.2%、土木費12.3%、教育費11.1%の順となっております。このうち、民生費は、中央児童センター建設などにより、前年度比18.0%増の26億4,991万4,000円、総務費についても、定額給付金等

により、前年度比63.8%増の17億8,314万8,000円、その他の費用についても、国の景気対策、経済対策に係る事業創出により、全体的に増となっております。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は37億3,631万9,000円で、歳出総額の38.0%。投資的経費（普通建設事業費で住民生活に直接かかわる生活環境の整備あるいは教育の振興に要する経費等）は12億9,099万3,000円で、13.1%。その他の経費（物件費、補助費、繰出金等）は47億9,331万4,000円で、48.9%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額102億683万8,000円、歳出総額98億2,062万6,000円、歳入歳出差引額は3億8,621万2,000円となりました。繰越明許費として狐塚橋、亘中東橋橋梁架替等事業費、県営街路整備事業費等を翌年度へ繰り越したことにより、その財源、2,877万5,000円を控除しますと、実質収支額が3億5,743万7,000円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2の規定より、3億700万円を財政調整基金へ積み立て、残額の5,043万7,000円を平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成21年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額37億8,381万7,000円、調定額42億5,484万7,000円、収入済額39億3,318万9,000円、収入済額のうち、1億8,000万円は、保険財政自立支援事業債としての町債であります。不納欠損額は、国民健康保険税で2,422万9,000円、収入未済額は2億9,742万8,000円で、これは国民健康保険税の未収額であります。

また、予算現額と収入済額との比較では1億4,937万2,000円の増で、調定額に対する収入率は92.4%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額37億8,381万7,000円、支出済額36億5,326万4,000円、不用額は1億3,055万3,000円で、執行率は96.5%であります。

歳出の主なものは保険給付費の25億3,950万5,000円で、歳出構成比の69.5%、後期高齢者支援金等が4億4,755万6,000円で、12.3%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額39億3,318万9,000円、歳出総額36億5,326万4,000円、歳入歳出差引額は2億7,992万5,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、2億7,490万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の502万5,000円を平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成21年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く、高等学校・大学等の学生を対象として、向学心があり、学業・人物ともに優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,968万3,000円、調定額4,135万3,000円、収入済額2,680万7,000円。収入未済額1,454万6,000円は、奨学金貸付金収入の未収額であります。

予算現額と収入済額との比較では、712万4,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,968万3,000円、支出済額1,161万6,000円、不用額806万7,000円となっております。

貸付者数は大学生22人を含め総数41人、貸付額は1,124万4,000円となりました。執行率は59.0%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額2,680万7,000円、歳出総額1,161万6,000円、歳入歳出差引額は1,519万1,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、1,510万円を奨学教育基金へ積み立て、残額の9万1,000円を平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額19億5,719万1,000円、調定額19億6,876万2,000円、収入済額19億5,689万7,000円、不納欠損額75万9,000円。収入未済額1,110万5,000円は受益者負担金と下水道使用料であります。

予算現額と収入済額との比較では、29万3,000円の減、調定額に対する収入率は99.4%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出でその主なものは、公共下水道、流域下水道の事業費と公債費であります。

予算現額19億5,719万1,000円に対し、支出済額19億5,103万4,000円、不用額615万6,000円、執行率は99.7%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額19億5,689万7,000円、歳出総額19億5,103万4,000円、歳入歳出差引額は586万3,000円で、実質収支額も同額であります。

586万3,000円は、平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成21年度亘理町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されたことにより、平成21年度決算では、前年度に比較して大幅な減少となっております。

歳入から申し上げます。

予算現額1,264万2,000円、調定額及び収入済額は同額の1,264万4,000円でありませ

ず。
歳入の主なものは、医療費確定による国・県支出金の追加交付で、合わせて1,187万1,000円あります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,264万2,000円で、支出済額1,260万8,000円。主なものは、一般会計に

対する繰出金1,204万7,000円で、支出済額の95.5%を占めております。

執行率は99.7%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1,264万4,000円、歳出総額1,260万8,000円、歳入歳出差引額は3万6,000円で、実質収支額も同額であります。

3万6,000円は、平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成21年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額521万円、調定額と収入済額は同額の515万6,000円。

歳入の主なものは、長瀨小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額521万円、支出済額512万4,000円、不用額8万6,000円。支出済額は全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額515万6,000円、歳出総額512万4,000円、歳入歳出差引額は3万2,000円で、実質収支額も同額であります。

3万2,000円は、平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成21年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額19億4,009万円、調定額18億6,475万7,000円、収入済額18億4,896万円。

介護保険料の不納欠損額31万2,000円、収入未済額1,548万5,000円は、介護保険料

の未収金であります。

収入の主なものは介護保険料 3 億6,826万4,000円、国庫支出金 4 億917万8,000円、支払基金交付金 5 億2,751万2,000円、県支出金 2 億5,938万9,000円、繰入金 2 億8,215万6,000円であります。

予算現額と収入済額との比較では9,112万9,000円の減となりました。

調定額に対する収入率は99.2%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額19億4,009万円、支出済額17億9,953万9,000円で、執行率は92.8%となっております。

歳出で主なものは保険給付費17億1,527万8,000円で、支出済額の95.3%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額18億4,896万円、歳出総額17億9,953万9,000円、歳入歳出差引額は4,942万1,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、4,740万円を介護保険給付準備基金へ積み立て、残額の202万1,000円を平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第8号 平成21年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、要介護・要支援認定の公平化・平準化を目的として、亘理・山元両町で規約を定め亘理地域介護認定審査会を共同設置し、介護認定事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、審査会の庶務を所掌する幹事町である本町において特別会計を設置しているものであります。

なお、規約により、幹事町は4年で交代することになっておりますので、平成23年度からは山元町において特別会計を設置し運営することとなります。

歳入から申し上げます。

予算現額727万円、調定額と収入済額は同額の616万7,000円。予算現額に対して収入済額は110万3,000円の減となりました。

歳入の内訳は山元町からの負担金239万3,000円と本町の一般会計繰入金376万

8,000円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額727万円、支出済額は616万7,000円で、全額が介護認定審査会費であります。

実質収支額は0円であります。

次に、認定第9号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉島の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額3億8,277万5,000円、調定額と収入済額は同額の3億7,147万円となっております。

予算現額と収入済額との比較では、1,130万4,000円の減となりました。

利用者数は21万5,021人、うち、宿泊者数は9,370人、日帰り入浴者数は、岩盤浴利用者を含めて13万1,531人、利用収入額は3億5,196万2,000円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額3億8,277万5,000円、支出済額3億6,753万円、不用額1,524万5,000円。執行率は96.0%であります。

歳出の内訳は、管理運営費3億2,465万9,000円、基金積立金2,167万7,000円、公債費2,119万4,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額3億7,147万円、歳出総額3億6,753万円、歳入歳出差引額は394万円で、実質収支額も同額であります。

このうち、地方自治法第233条2の規定により、390万円をわたり温泉島の海運営基金へ積み立て、残額の4万円を平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第10号 平成21年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象と

した後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 2 億 5,169 万 1,000 円、調定額 2 億 4,480 万 8,000 円、収入済額 2 億 4,261 万 5,000 円。収入未済額 219 万 3,000 円は、後期高齢者医療保険料の未収額であります。

また、予算現額と収入済額との比較では、907 万 5,000 円の減となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 2 億 5,169 万 1,000 円、支出済額 2 億 4,181 万円、不用額 988 万 1,000 円で、執行率は 96.1% であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億 4,261 万 5,000 円、歳出総額 2 億 4,181 万円、歳入歳出差引額は 80 万 5,000 円で、実質収支額も同額であります。

80 万 5,000 円は、平成 22 年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第 11 号 平成 21 年度 亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 13 億 4,764 万 8,000 円、調定額と収入済額は同額の 13 億 4,237 万 9,000 円。

収入済額のうち、9 億 1,690 万円は内陸工業用地等造成事業債、4 億円は企業立地促進法関連産業集積促進事業債としての町債であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 13 億 4,764 万 8,000 円、支出済額 11 億 5,317 万円、翌年度繰越額 1 億 2,650 万円、不用額 6,797 万 8,000 円で、執行率は 85.6% であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 13 億 4,237 万 9,000 円、歳出総額 11 億 5,317 万円、歳入歳出差引額は 1 億 8,920 万 9,000 円となりました。繰越明許費として、工業用地等造成事業費を翌年度へ繰り越したことによるその財源 1 億 2,650 万円を控除しますと、実質収支額が

6,270万9,000円となりました。

6,270万9,000円は、平成22年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で認定第1号 平成21年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第11号 平成21年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長から答えさせますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第12号について上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、水道事業会計の決算概要説明書の1ページの方をお開きいただきたいと思います。

認定第12号 平成21年度亶理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化・効率化に鋭意努力してまいり、当年度収支につきましては1,554万1,070円の純利益を計上することになりました。

また、資金面においては、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が1億4,158万2,574円費用化されており、資本的支出の増加により実質現金収支での現金預金残高は前年度より4,708万4,759円減の7億5,151万1,360円となりました。

それでは、平成21年度における業務内容であります。年度末給水戸数は1万1,117戸で、前年度より2戸減、率にして0.02%減少。給水人口は3万5,370人、前年度より72人減、率にして0.20%の減少で、普及率にいたしますと98.9%となっております。

また、年間の有収水量は前年度より2万2,300トンで、4立方メートル増の331万2,987立方メートル。1日平均にしますと9,077立方メートルとなります。有収率は前年度より0.50ポイント低下し、88.95%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず、収入ですが、水道事業収益では、予算額 8 億 3,820 万円に対して、決算額 8 億 5,436 万 36 円で、1,616 万 36 円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して 441 万 5,345 円増、率にして 0.56% の増となっており、また、営業外収益のうち、加入金が前年度と比較して 559 万 6,500 円増、率にして 25.12% の増加となっております。

続いて、支出では、最少の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用では、予算額 8 億 6,431 万 9,000 円に対して、決算額 8 億 3,167 万 1,527 円で、3,264 万 7,473 円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額 3 億 1,453 万 5,000 円に対して、決算額 3 億 1,592 万 9,536 円で、139 万 4,536 円の増となっております。

また、資本的支出では、予算額 5 億 6,466 万 6,000 円に対して、決算額 5 億 5,557 万 2,289 円で、909 万 3,711 円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 3,964 万 2,753 円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 879 万 5,876 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 3,084 万 6,877 円で補てんした次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書で示してありますように、当年度は 1,554 万 1,070 円の純利益を計上することになりました。純利益が増加した主な要因といたしましては、料金収入や加入金収入等の収入が増加したことと、漏水費用の減と人事異動に伴う人件費の減及び企業債の借りかえによる利息の軽減等が主なものでございます。

なお、当年度の利益剰余金 1,554 万 1,070 円と前年度より繰り越しております利益剰余金 1,338 万 3,990 円と合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては 2,892 万 5,060 円となりますが、そのうち、150 万円を減債積立金に積み立て、残金の 2,742 万 5,060 円を翌年度に繰越利益剰余金として繰り越したいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の 1 立方メートル当たりの給水原価は前年度より 1 円 54 銭減の 240 円 76 銭で、これに対して供給単価は、前年度より 28 銭減の

229円92銭となっております。したがって、給水原価から供給単価を差し引くと、1立方メートル当たり10円84銭の不足を生じたこととなります。

なお、剰余金計算書については、決算書の記載のとおりでありますので、省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計61億9,872万2,354円で、これは昭和41年の水道事業創設以来今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については、負債、資本に示しているとおとであります。

次に、建設改良費であります。本年度は、拡張工事3件、一般配水管工事6件、消火栓2基を設置し、施工しており、また、受託工事については、宮城県から配水管移設工事1件、町企業誘致対策室から配水管移設工事1件、産業観光課から送水管補強工事1件の合計3件の受託を受け施工いたしました。

また、宮城県企業局に、広域水道遠方監視制御設備更新工事及び広域水道電磁流量計修繕工事を委託しております。さらには、配水管等漏水修理32カ所、空気弁ボックス交換工事等の修繕工事5件を行い、水道水の安全供給に万全を期した次第であります。

今後も施設の老朽化に伴う維持管理費の増加と負担増が避けられない状況にありますので、長期計画の展望に立ち、事業の見直し、経費の削減等経営の効率化を図りながら、地震・災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し努力してまいり所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 齋藤 功君 登壇〕

代表監査委員（齋藤 功君） 監査委員を代表して私から平成21年度の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平

成21年度互理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況を示す書類、水道事業会計の決算及び財政健全化法による審査を実施いたしました。

一般会計、特別会計の決算概要については、先ほど会計管理者から詳しく説明があったとおりでありますので、重複しないように要点についてのみ、この決算審査意見書に基づいて概要説明を申し上げます。

まず、1ページには、審査の対象となった一般会計と10の特別会計、基金については17の基金の運用状況を示す書類が書いてあります。

2ページには、審査の期間、審査の方法、審査の結果について書いてあります。

3ページは、決算の総括として、一般会計と10の特別会計の合計決算額が書いてあります。一般会計、特別会計の合計決算額は、予算現額199億272万6,000円に対して歳入額は199億5,312万6,149円、歳出額は190億2,248万9,672円、差引額は9億3,636万447円となっております。歳入額は、前年度に比べて14.72%の増、歳出額は12.22%の増となっております。

各会計の歳入、歳出の概況につきましては、5ページをお開きいただきます。5ページの表のとおりであります。

上段の概況では、収入済額が前年度に比べて25億6,000万円ほど増加となりましたが、主な原因は、一般会計では、定額給付金、地域活性化・生活対策臨時交付金等の国庫支出金、地方交付税交付金、町債等の増加と工業用地等造成事業によるものであります。

また、不納欠損額は、一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計の合計で5,446万8,584円となっております。前年度に比べると562万3,261円の増加となっております。

収入未済額は、合計で7億900万4,102円となっております。前年度に比べると5,227万6,144円減少しております。

調定額に対する収入割合は96.3%となっております。

下段の表の歳出の状況では、歳出合計額は、前年度に比べて20億7,106万6,690円増加となっております。翌年度繰越額のうち、繰越明許費繰越額は1億5,527万5,000円となっております。不用額は、総額で6億3,388万328円となっており、予算現額に対する執行率は95.6%となっております。

6 ページからは、一般会計の歳入歳出決算であります。歳入については、9 ページをお開きいただきます。

9 ページの歳入の総括でご説明申し上げます。この表の真ん中の収入済額のCの欄の一番下から3行目の収入済額は102億683万7,974円で、前年度に比べて13億5,057万9,789円増加となっております。不納欠損額は、町税、分担金及び負担金で合計額は2,916万8,118円となっております。収入未済額は、3億6,824万6,960円で、前年度に比べて6,127万2,925円減少しております。

開いていただきます、10ページは、款別の収入の対前年度比較の決算状況であります。前年度に比べて増加したのは、9款地方交付税、13款国庫支出金、14款県支出金、20款町債などで、減少したのは、1款町税、2款地方譲与税、7款自動車取得税交付金等であります。

11ページは、町税の対前年度比較表ですが、軽自動車税は増加しましたが、それ以外の町税、固定資産税、たばこ税等は減少となりました。

次、17ページ、お願いいたします。

歳出の総額であります。支出済額の構成比は、3款民生費が全体の26.98%を占めており、次が土木費の12.32%となっております。

次、18ページ、お願いいたします。

款別の歳出決算額の対前年度比較表ですが、2款総務費、3款民生費、7款商工費が増加し、8款土木費、12款公債費等が減少となっております。

22ページをお願いいたします。

22ページは、一般会計の地方債現在高であります。一般会計地方債のこの表の16番目、臨時財政対策債につきましても、平成13年から発行になっておりますけれども、この対策債は後年度交付税措置されることになっておりますが、年々増加しております。年度末現在高は、33億122万7,599円で、一般会計地方債の構成比から見ると35.8%を占めております。下の年度末現在高は92億2,017万8,312円で、前年度対では4,247万9,083円減少しております。

その下の表は、国保会計の新規の借入金1億8,000万円であります。

次、23ページの公共下水道事業債残高は、減少しております。わたり温泉島の海特別会計は、前年度と同額で11億6,070万円となっております。工業用地等造成事

業特別会計は、新規に13億1,690万円借り入れしたものであります。水道事業の企業債残高は減少となっております。一番下の表の地方債、企業債の合計では、254億3,394万2,000円で、前年度に比べて10億5,963万4,000円増加となっております。

次、24ページは、繰出金の状況であります。

その次は、25ページは、主な負担金の状況であります。合計額は19億4,087万2,000円で、前年度に比べて1,007万6,000円、パーセントでは0.52%増加となっております。歳出の総額に占める割合は19.76%となっております。

26ページからは特別会計であります。先ほど会計管理者からの報告のとおりであります。この26ページの下に表が一つございますが、国保税の収納状況として、不納欠損額、収入未済額の内訳が記載してございます。

飛ばしまして、36ページ、お願いいたします。

36ページは、わたり温泉島の海であります。オープン3年目となりましたけれども、下の表のとおり、年間利用者は21万5,021人で、前年度に比べて約2万人ほど減少となっております。1日当たりの平均利用者数は589人となっております。

37ページの利用料金調べでは、1日当たりの売上高96万4,281円となっております。

なお、分析の結果、飲食料の売上原価率38.18%で、前年度より低くなっておりますので、努力の跡が見られます。

38ページの後期高齢者医療特別会計は、2年目になりましたが、被保険者数は、75歳以上が4,034名と65歳以上の障害者は112名、合わせて4,146名おりますが、1人当たりの医療保険料を計算してみますと4万1,596円となっております。

39ページは、新規の工業用地等特別会計の内容であります。

それから、40ページですが、実質収支に関する調書は、一般会計と特別会計との合計額を記載してございます。下段の表は、財源の構成状況であります。先ほど説明があったとおり、下から3行目と4行目の自主財源と依存財源の構成割合ですが、自主財源が44.2、依存が55.8というふうな比率になっております。

41ページは、歳出の性質別構成の状況と推移として、3年分を並べた表になっております。決算額を見ますと、前年度に比べて人件費など事務的経費は減少しておりますが、投資的経費、その他の経費では増加となっております。

42ページでございます。この財政分析主要指数の推移であります。財政分析の着眼点は、財政収支の均衡は保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど、総合的な財政状況を数値であらわして評価・検討し、歳入歳出の構成状況や効率的で公正な財政運営がなれているか、行政水準の確保・向上は図られているかなど、将来の行財政運営にどう反映させるかを判断する重要な分析資料でもあります。

この表の（１）財政力指数は0.595で、前年度より0.009ポイント減少しております。

（３）の経常収支比率であります。85.9で前年度に比べて2.1ポイント減少しております。これは改善されているということになります。この比率は、財政構造の弾力性を見る上では、最も重要な比率となっているわけであります。

（５）の実質公債費比率と（９）の将来負担比率につきましては、財政健全化法による比率であります。（５）の実質公債費比率は11%、（９）の将来負担比率は41.8%で、いずれも早期健全化基準以下となっております。

この財政分析主要指数の各比率は、行政需要の変化に対応して借り入れしたり、資金を取り崩したり、年度間調整などにより変動することになりますが、健全な財政運営を確保するため、長期的な視野に立っての総合的な財政の安定性確保に特段の配慮をお願いいたしたいと思っております。

44ページは、ちょっと横向きになりますが、一般会計と特別会計の歳入歳出決算の総括表であります。決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にしたものでありますが、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものであります。合計の欄では、単年度収支、実質単年度収支は、いずれも黒字となっております。この表は、特別会計への繰出金などを考慮しない決算書そのままの数字で作成しておりますので、ご了承願います。

45ページになります。45ページは、財産に関する調書であります。先ほどお話しいたしましたように、山林の部分の記載漏れがありましたので、新しく作り直しましたので、新しい45ページとお差しかえを願いたいと思います。

45ページの一番下の有価証券のそのすぐ上に山林という表を、枠を設けてつけ加えました。亘理町の山林面積は、約122町歩あります。どのぐらいかという、高屋の工業用地の面積の約4倍という面積になります。それから、立木ですね。推定

蓄積量は4万307立米で、2,637立米増加しておりますが、この増加した分は、木が1年間に太った分、年間、推定で7%ぐらい太ることなので、そのように増加しているものと見たものであります。この山林は、亘理町の貴重な財産でありますので、町長さんが言われるように、有効活用されて宝の山となるように願っております。

その上の④の亘理町工業用地等特別会計も、これも新しく財産として入ったものでございます。工業用地として取得した土地の面積は、29万8,080万4,000平方メートルであります。この土地は立地条件がよく、いわゆる希少価値があると聞きましたので、予定価格での一括売却により、宝の土地となるように願っているところでございます。なるべく早くね、貴重な財産ですから。

46ページでございます。出資による権利でございますが、この表の中で24番目の財団法人宮城県地域振興センターの解散によりまして、105万4,000円の減となっております。

47ページの基金の運用状況であります。年度末現在高は29億8,476万9,000円で、前年度に比べて1億9,410万1,000円増加しております。財政調整基金、国保財調などの取り崩しがありましたけれども、積み立てとしては、財政調整基金、庁舎建設基金、わたり温泉鳥の海運営基金などの積み立てがありまして、前年度対で増加となったものであります。

50ページには、「むすび」といたしまして、平成21年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を書いておりますが、総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び各基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても、有効、適正に執行されているものと認められました。

また、各会計の事務並びに会計処理、財産管理及び決算処理においても適正、正確であると認められました。

次に、水道事業に参ります。

水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

決算審査意見については、この意見書のとおりであります。先ほど上下水道課長から決算の概要について詳しく説明があったとおりでありますので、重複しない

ように要点についてのみご報告させていただきます。

2 ページは収益的収支、3 ページは資本的収支の予算決算の内容を税込みの金額で記載してございます。

4 ページの2、経営の成績につきましては、収益費用の概要を税抜きで記載しておりますが、損益計算書の内容のとおりでありますので、12ページの損益計算書でご説明いたします。

12ページ。損益計算書の右側ですね。貸方、収益の計、それから、左側の借方、費用の計を差し引いた当年度純利益は、この表の右側下から3行目の当年度純利益で、1,554万1,070円となっております。前年度に比べると1,290万8,411円増加となっております。その下から2行目、繰越利益剰余金1,338万3,990円をプラスしますと、一番下の当年度未処分利益剰余金は、2,892万5,060円となっております。

前のページに戻っていただきまして、11ページの貸借対照表、この表は、財政状況をあらわしておりますが、この貸借対照表の資産、負債、資本の内容分析につきましては、5ページに記載してございますので、5ページをお開き願います。

5ページの中段のところに、(4)として財務比率がありますが、財務の状況を示す比率でございますけれども、事業の安全性を見る流動比率424.08%、財務的安全性を見る自己資本構成比率、それから、財政的バランスを見る固定資産長期適合率の財務比率はいずれも経営指標を満たしており、健全性は確保されております。公営企業である水道事業は、営利を目的としているわけではありませんが、今後も施設の維持管理費、配水管更新等の経費の増加、企業債の償還等による厳しい財政状況が予測されますので、単年度収支の黒字確保を維持するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進に特段の努力を図られるよう望むものであります。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査の概要については、1ページの3番目に、審査の概要のとおり、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。

財政健全化判断比率については、法に基づく四つの比率を表にしてありますが、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字でありますので、表

にあるとおり、横棒表示としてあります。前年度に引き続いて、赤字ではないということでもあります。③の実質公債費比率は11%で、早期健全化基準の25.0%以内となっております。④の将来負担比率につきましては41.8%で、早期健全化基準の350.0%以内となっております。

2ページ、お開き願います。

中段から下に資金不足比率について書いてありますけれども、連結実質赤字比率を算定するため、法非適用企業である公共下水道事業特別会計・わたり温泉鳥の海特別会計・工業用地等造成事業特別会計の審査の結果、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は発生していないので、資金不足比率の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。

審査の結果、審査に付された財政健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、2枚めくっていただきまして、水道事業会計の経営健全化比率であります。財政健全化法第22条第1項の規定による企業経営の経営健全化審査につきましては、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。

法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査は、資金不足比率で経営状態の健全性を判断することになっております。資金不足比率につきましては、1ページの中段から下に、(2)個別意見として記載しましたが、資金不足算出に当たっては、実質的な資金不足を把握するために、翌年度の企業債償還予定額を1年基準、いわゆる1イヤールルールで、分母を流動負債に算入して計算すると、実質流動比率は238.68%となっております。したがって、先ほどの水道事業の流動比率とこれは違ってくるということです。したがって、実質的な資金不足比率は、流動負債より流動資産が多いということでもありますので、計算上はマイナスの59.41%となります。マイナスがつくということは、流動資産が多いということでもありますので、資金不足の状態にはないということで、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。

以上、審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項

を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

以上で決算審査意見についての概要説明を終わりますが、総括としては、平成21年度の決算状況は、緊急雇用創出事業、定額給付金、地域活性化交付金事業、経済危機臨時交付金事業、中央児童センター建設及び工業用地等造成事業などの関連で、前年度に比べて歳入歳出とも増加となったものであります。

財務の状況は、町税の収入減少の中、行財政需要に対応するために行財政改革による人件費等の経常経費の削減に努め、事業の厳選や一部事務組合負担金等歳出の減と地方交付税、臨時財政対策債の増加等で、実質収支は黒字であり、経常収支比率が改善されたことにより、財政調整基金や将来を見据えての庁舎建設基金等の積み立てを行ない、基金残高は増加となっております。

また、地方債については、一般会計、公共下水道事業特別会計ともに減少となりましたが、新規に国保会計、それから、工業用地等造成事業特別会計の借り入れがありまして、地方債残高は増加となりました。

次に、水道事業会計においては、単年度収支が黒字を確保されており、財務比率も良好であります。財政健全化法に基づく健全化比率、資金不足比率に関する審査は、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

終わりになりますが、本町は、本年度も多額の地方債、企業債及び償還利子など経常的経費があります。また、今後とも他会計への繰出金、負担金など、容易に縮減できない経常的支出がありますので、常にコスト意識を持って、徹底した経費の節減、事務事業並びに補助金、助成金、交付金等の見直しを行うとともに、今後とも町政の健全な発展と地域住民の福祉増進を図るため、財政の長期的な収支均衡確保に留意しながら、引き続き健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう強く要望いたしまして、平成21年度の決算審査の概要の報告とさせていただきます。

最後になりましたが、内外ともに厳しい財政状況の中で、町政の発展と住民の福祉増進のためにご尽力をいただきました町当局、町議会並びに関係各位に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表しまして、決算審査の報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第12号までの12件について一括して行います。

通告者は順次質疑を許します。9番鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9番（鈴木高行君） 9番鈴木高行です。私は、総括で2点を質問いたします。

初めに、農地・水・環境保全向上対策について質問いたします。

この事業は、国・県の補助事業として、平成19年から5年間の期限つき事業であると認識しております。また、全市町村が取り組んでいるわけではなく、手挙げ方式により事業採択されたものです。中には、敬遠した市町村も宮城県内では半分ぐらいあったと記憶しております。本町は、齋藤町長のトップダウンにより事業化されることになったと町長から聞きました。

この事業は、農業用水路の保全・管理、農道の除草等、農業環境の保全向上と農地の持つ恵み、恩恵を知るために組織ぐるみで活動する仕組みに補助金が助成されるとも認識しております。そこで、地域ぐるみ組織活動について、平成19年から始まり、ことしで4年目を迎えますが、今までの成果と今後の取り組みについて伺います。

2点目ですけれども、災害時の弱者対策というようなことで、今、地震を初め風水害等の災害は予期せず発生し、大きな被害をもたらします。このような災害時の避難、人命救助に対応するため、町では自主防災組織を各行政区に結成させ、初期的救援・救護に当たるよう啓発指導に当たっているようですか、さきの河北新報に紹介された旭台区のような区民挙げて初期訓練を実施しているところは数少ないようです。まだ結成して間もない区や区内に浸透していない組織など、いろいろ理由はあると思います。

そこで、生命にかかわる問題として、災害時における要援護者に対する救援体制や救護者リストの把握について、地域にどのような指導をしているのか。そして、

どのように理解されているかを伺います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、農地・水・環境保全向上対策事業につきまして、お答えいたします。

3年を経過しました事業の成果についてでございますが、事業の目的としましては、集落における高齢化や混住化により、農地や農業用水路、農道等の資源を適切に保全することが困難になってきている状況の中、それらの資源を将来にわたって適切に保全するとともに、農村環境を守っていくことを農業者だけでなく、地域ぐるみでの取り組みによる活動の構築を支援するものであります。

本町におきましては、対策に取り組む上で、対策の制度等を考慮し、かつ、集落等の公平性を重視した上で、町内全域を活動範囲とし、また、「亘理町みんなできれいな町にする条例」が制定したときでもあることから、関係75行政区すべてで参加する手法をとっているところでございます。宮城県では、23の市町村が取り組んでいる状況でもございます。

この事業は、農地や農業用排水路、農道などの資源や農村環境を守るため、町全域を活動区域として農地の約9割に当たります協定農用地面積3,179ヘクタールを六つの資源保全隊が水路の泥上げ、道路の砂利敷き、道水路の草刈り、施設の維持管理等農業の「基礎となる活動」から、清掃、植栽の「環境向上活動」と幅広く活動し、平成21年におきましては、農業者・非農業者を合わせて年間延べで約1万9,900人、農家の方が7,200人、非農家の方が1万2,700人が活動に参加しているところでございます。

この活動の内容につきまして、ご報告申し上げます。

まず一つは、活動への参加者、事業内容でございますが、一つは、住民への直接的啓発といたしまして、広報紙の作成、年2回、9月と3月に発行し、また、啓発タオルの配布、これは町内一斉清掃時に配布しております。住民への間接的啓発としましては、ご存じのように、芝桜等を植えまして景観活動、逢隈駅等に設置しております。また、町内6小生のデザインによりますごみ捨て防止看板の設置などを手がけております。作業労力の軽減対策としまして、草刈り作業機械の貸し出しなどを実施しております。

今後のあり方を模索するために、ことしの2月には、農業の現状を把握するために、将来の地域農業のあり方を考えるために、無作為に農家・非農家満遍なく、代表者をお願いしまして、町内4,000戸に対してアンケートを実施いたしました。回答数は2,003戸でその約半数が非農家からの回答であり、「事業実施したことによる変化については」の質問に対しましては、「道水路の管理がよくなった」というものが35.9%、「農地や道水路へのごみの投げ捨てが減少したこと」15.7%、また、「共同活動への参加の増」や「非農家の参加の割合がふえたこと」などが挙げられております。このことから、地域の活動として取り組まなければならない重要な事業であること活動組織の皆さんが再認識したところでもございます。また、県の広報紙においても、本町の取り組み、亘理方式という形で広く紹介されております。

今後の事業の推進につきましてでございますが、国の交付金事業でございますので、農林水産省で第三者委員会が計9回開催され、事業の評価・分析が行われております。

中間評価では、事業が有効であることが報告されておるとおりでございますが、5年目以降の支援策については、現時点では未定となっております。

また、先般、開催しました「亘理町農地・水・環境保全向上活動推進事業連絡会議」におきまして、6資源保全隊代表からも農地における多面的機能の役割が大ききことから、今後も適正な管理をしていく重要な事業と考えられていることから、交付金の継続を強く国に働きかけたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、私からは、災害時の弱者対策についてお答えいたします。

亘理町の自主防災組織、先ほどのご質問にもございましたけれども、現在、69組織となっております。ほとんどの区で組織化されたというふうな状況でございます。これら組織全体をまとめた亘理町自主防災会連絡協議会、これが平成20年8月にでき上がり、その全体会の中で、総会なり、あるいは研修会などを実施している状況でございます。

町では、平成21年度に「災害時要援護者避難支援計画」を策定いたしました。これは公の救助あるいは支援が届くまでの間、地域の皆さんで災害弱者と言われてお

ります方々に避難やその支援に当たっていただくことというものでございます。以上の内容につきまして、自主防災連絡協議会の全体会の中で内容等を説明し、周知指導をしているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、農地・水・環境保全向上について、全体的な話をいただきました。しかし、町内6支援隊あると思うんですけれども、その活動について、農家の方、全体では2万人が参加して、非農家が1万2,000ぐらい出ているんだというふうな話、今受けたんですけれども。実際、見ている限り、非農家というのはそのぐらい参加して、どのような状況で活動しているのか、目に見えてこないところがあるんですね。我々、大体、朝の活動を見ていると、農家の方々が草刈り機を持ってきて、だあっと刈って行って、非農家の方々は、多分自分のうちの、農村環境というよりも、道路、側溝、そういうところの草刈りとか、そういうところをしているので、実際に活動の中で、農村環境のそういう道水路、農道等に直接携わるということは余りないんじゃないかなというような状況にあると思います。そうした場合、各支援隊、6支援隊に行政としてどのようなかかわりを持っているか、ちょっとわかりませんが、どういう指導をして、この事業が非農家の方々が本当に関心を持って参加できるような状況にするか。やっぱり、農村の持っている恵み、農業環境の持っている恵みというのは、やっぱり、用水路、排水路に魚がいたり、小鳥がこの辺で水を飲んでいたり、ホテルがあったり、そういう状況のよいところを、非農家の方々にも見ていただいて、「ああ、これは大事にしなければだめなんだな。ともにやりましょう」と、そのような状況にやっぱり行政として6支援隊の中に指導していかないと、なかなかうまく定着しないのではないと思うんです。その辺の指導の内容、土地改良区も含めてですけれども、事業者は土地改良区が主になってやっていると思うんですけども、その辺の指導の内容をひとつお願いします。

もう一つ、要援護者については、私、平成20年3月に一般質問の中でしているんですけれども、自力で避難できない方や高齢者、そして、障害のある方が災害時要援護者に対する支援体制として国のガイドラインが示され、援護者リストを作成しなさいと、そういう多分指示があると思います。そのような活動を含めて、作成していますかと質問いたしました。

そうしたら、当時の総務課長、3通りのつくり方があると。一つ目は、関係機関の共有方式、二つ目は、要援護者の手挙げ方式、三つ目は、その本人の同意を得る同意方式がある。本町では、個人情報の保護も含めて、同意方式による情報で収集したい、そしてリストを作成するというふうな課長の答弁。そして、町長も、要援護者の分析をしながら、リストを備えつけて、いざというときの体制づくりを進めたい。また、そのためには組織の方々、行政区長、民生児童委員、ボランティア等が要援護者の同意を得て、要援護者の救援、救護活動をするような体制を基本と考えていると、齋藤町長もこういうふうに答弁しております。

その後、答弁内容からして、どのようなリストができて、そのリストのもとに、各行政組織やボランティア等に対して、提供して、どのような影響が出てきたかについて。

農地・水と要援護者について、2点説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどの質問でございますが、町内6支援隊の事業、土地改良区の指導、どのようにしていくのかという質問にお答えいたします。

農業施設、農地・水・道路には、生産する場としての役割のほかに、多面的機能、直接的には大雨時の一時貯水、動植物の生息エリア、間接的には、四季折々の景観につきましては、ゆとりとか安らぎを提供する場である。子供たちにつきましては、水稻の生育状況や環境生態の学習の場にもなっている要素があります。これらを保全していくということは、結果的には生産性の向上、これは農業者にとっては生産性の向上が図られます。また、地域環境の向上、これは農業者・非農業者が恩恵をこうむるということでございます。そして、それを保全管理する活動は、地域のつながり、すなわち結に結びつくと考えております。

町としましては、支援隊長や事務局でもある土地改良区とも協議を重ねまして、農村地域の将来を考えるきっかけになればということで、先ほど申したように、啓発活動、広く町民への啓発活動のために広報紙などを発行し、また、啓発タオルの配布、また、先ほど言ったように、六つの小学生、デザイン募集を含めまして、ごみ捨て防止の看板等の製作を実施しまして、適正な管理の必要性を実施しております。

アンケート調査においては、「共同活動への参加理由」としての質問に対して、

「生活環境の保全につながる」というものが約30%、「団結・親睦が図られる」ということが約これも30%の回答がありました。「農村における資源の役割」との質問に対しましては、「食糧生産の基礎的資源である」というのが42.5%、「一時貯水による生命、財産を守る」というのが20.5%、「ゆとり・安らぎの場の提供」ということが10.1%の回答がありました。

取り組みから4年を迎え、徐々にではありますが、参加者の意識も向上してきていると考えております。これからも、この支援体事務局である土地改良区とともに、農地の適正な管理をするために、今後とも検討していきたいなど。

また、先ほど、議員さんおっしゃったように、各行政区間での支援の活動にかなり開きがあるのかなというのは、あくまでも江払い、草刈りを非農家が重点的にやっている行政区が統計的に調べてみますと、14行政区がある。ただ、74の行政区から比べるとまだ非農家の方が参加率が低いのかなと。

それから、やっぱり、江払いには出るけれども、草刈りにはちょっとまだ非農家の人には任せてはちょっと危ないという観点もあるから、その辺でいろいろとそういう参加率が低いのかと。

それから、もう一つ、アンケートでもあるんですけども、高齢化が今かなり、アンケートの中でも55歳から75歳までの方が約65%ぐらいの比率でございます。そういうことで、今後はその観点を図るためには、機械、要するに労力の軽減を図るためには、機械を使うような方法を考えていかななくてはだめなのかなと。それから、やっぱり、若年層、若い人の参加を促すような形をしていかないとうまくないのかなと考えております。そういうことを、今後そういうような若年層を取り入れるような啓発活動を大いにしていきたいなどと考えておりますので、よろしく、今後ともご支援のほどお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） お答えします。

当時、要援護者リスト作成の際、いわゆる一般質問で同意方式ということでもって実施する回答がなされておりました。前に述べました要援護者避難支援計画、これでは、同意方式ではなく、手挙げ方式を採用し、というふうなことで計画を立てております。その中で、自主防災会長や民生児童委員などを通じて申請をしていたかどうかということになっております。その際、情報の共有ということで、本人から同

意をもらっているというふうな状況でございます。いずれ、同意方式、手挙げ方式、共有方式、いずれをとっても、災害弱者と言われる方の同意が必要なのかなというふうに思っております。

ただし、個人情報保護の観点からかどうかは、ちょっとわかりづらいんですけども、現在のところ、リストの作成状況は3組織のみになっております。非常に少ないというふうな状況でございますので、今後も全体会がございまして、それらを促進するよう努めていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、農地・水では、やっぱり、農村環境は大切だと、それに対して、高齢化もあるし、それに対応するような機械、それから、若い人方の理解を求めるとか、それは大切なことなんですけれども、やっぱり啓発とか、この事業を理解していただくために、入っていく組織団体、6支援隊の中でも、その中からもうちょっと支援隊の農業の実行組合とか、そういうのみじゃなくて、PTAさんとか、子供会の親の方々とか、土地改良区を利用してそういうところの後援団体とか、そういうところにも浸透するような啓発活動をしていくと。ただ、「作業だけやれ」と、そうではなくて、「今晚はホテルの鑑賞会だよ」とか、そのような発想でやると、「ああ、こういうものをつくるのは、このような環境でないと、こういうものは発生しないんだ」と、そういう発想のちょっと変え方をして、よいところ、恵みがあるんだというようなことを理解していただくと参加しやすいというか、若者とか、そういう親子連れとか、ただ、「何だ、おれはあんな農作業なんて嫌だ」なんていうようなものへも理解していただく度合いというのは違って来るなと思うんですけれども、そのようなことにひとつ注意してください。それはそれとして。

この事業は、大体、総体が5,000万円ぐらいだと思います。町の負担金が1,250万ぐらいですか。そうした場合、補助が約4分の3補助でやっているわけなんですけれども、ことし、来年はいいんですね。ただ、このいい事業なんです。農村環境を守るためには。亘理は田園都市というふうなことで、街並み、景観をつくっていくので、それに参加するためには、やっぱり、財政的なことが、5年前はこれはなかったので、江払いの賃金ぐらいで済んでいたんですね。こういう事業を一回示すと、5年後になくなると、「何だ」と、必ずクレームがついてくると。そうした場合の

どのような対応をするのかというものが出てきます。やっぱり、それが事業実態がちゃんとしっかりしていれば出していいという人もいれば、こんなものやめろという人もいれば、補助を国・県に要望していくというけれども、こういういいものを長期にわたって町としてやっていくためには、それなりの実績を上げないとやっていけなくなるというようなことがあります。そのようなことから、今後の農業者、そして、土地改良区等を含めた支援団体にどのように、この5,000万円がなくなったらどうする。そういうものを今から投げかけておかないと、なかなか理解ももらえないところがあると思います。その辺を一つやってください。

それから、要援護者については、確かに個人情報保護法という法律があって、難しいところもあります。しかし、情報の中には、最低限必要なもの、住所、要するに住所というか、済んでいる居場所、どこにこの方は住んでいて、この部屋のどこに寝ているんだと、そういう居所、居場所、それから名前、それから体の状態、車いすで動けるけれども、車いすでは動けない。板に乗せて、担架で引っ張っていかなければだめだとか、そういう条件、体の条件もやっぱり最小限で、こういう方々には必要だと思うんですね。そういうリストがあれば、救護する人は自分の身を確保すれば、だれだれがそこに行って確認して当たる。そういう状況のリスト、そういうことが必要だと思います。今の組織では、組織体の規約とか、役員とか、そういうものは決めてあるけれども、あとは避難場所、あとは防災マップがあっても、だれがそこに行くかという、そういうルートが決まっていない。そういう場合の救援体制というのはしてないと、助かる命も助からないことになる。そういう状況になるので、そのように迅速に対応するために、今せっかく69の組織体ができただから、その中の組織体にも活動内容ははっきりさせて、そういう救援体制、救護体制をとるような指導というものも、今後、ひとつお願いしたいと思います。

森課長は、3月で終わりなんだから、ちゃんとやっていっていただいて、ひとつお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 質問にお答えします。

まず、互理町の面積7,300ヘクタールほどあります。そのうちの3,300ほどは農地でございます。そういう農地がある中で、先ほど言ったように、多面的機能については、かなり重要性がある。その中で、先ほど、議員さんがおっしゃったように、

まず、小学生の方からPRしていかななくてはいけないんじゃないかというような観点でございますが、確かに、今、農地・水の方では取り組んではいないんですけれども、土地改良区の方、そういう土地改良施設、支援隊の中で、やっぱり用排水路の重要性について、高屋小学校と吉田小学校について、あと、亙理小学校については、いろいろ用水路とかありますので、そういうことをPRしております。ただ、底辺を拡大しても、その親、PTAについては、議員さんがおっしゃられるように、PTAについては、まだそこまで啓蒙活動をしたのかと言われると、「ん」というのがありますので、その辺を今後、重点にいたしまして、そういう今後、適正な管理をしていかななくてはだめだというものをみんなに植えつけていきたいなと考えています。その中で、やっぱり、町の方からはできませんので、土地改良区、そして支援隊の方々を入れながら、PTAの方々とワーキングショップができるような、まず、場所を設けていきたいなど。

じゃあ、事業廃止にした場合、どうするんだというような質問だと思うんですけども、事業の廃止になった場合は、先ほど言ったように、この資源の大切さというのは、町としても考えております。土地改良区で、21年度に策定されました体制整備構想があります。そういうことの中に、アンケート調査の内容等を十分考慮しながら、それらの状況に応じた必要な支援方法を検討して支援せざるを得ないのかと。具体的にどうするのやというような話になると思うんですけども、今までの5年間の事業内容、組織の形態は構築されておりますので、この中で、町が行う事業、そして、行政区にお願いするような事業、また、今、協議がなされておりますまちづくり協議会等で行ってはどうかとか、今、そういうことを区分けしながら、やっぱり適正な管理をしていくためには、それなりに充当していかななくてはいけないのかなと考えておりますので、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、弱者対策について、お答えいたします。

この問題につきましては、先ほど、私、3月で退職というふうな話ございましたので、ちょっとお話し申し上げますけれども、私、福祉課、平成13年当時でございますけれども、災害弱者対策については、地震、洪水、津波、火事、その4点について、災害弱者が必ず発生するというふうな想定で、区長さんと民生委員さんを各

地区回って、実際、説明した経緯がございます。ですが、その当時は、非常に、「どこの話や」という感じで、当然なんですけれども、なかなか受け入れられないというふうな時代がございました。

ここに、私総務課に参りまして、そういう話が当然ありまして、少なくとも、3行政区がこういうふうなリストを出したということは、やっぱり、一般質問にはありましたけれども、地域協働のまちづくりのそのものであるというふうに感じておりますし、非常にうれしく思ったところでもございます。おっしゃるとおり、こういう状態というのは非常に大切に、当然、大規模災害になりますと、消防署もあるいは消防団も、ほかの公の組織はほとんどゼロに近いような状態になってしまうことが考えられます。そうしますと、地域の皆さんの力が非常に大切になりますので、大事だと思っております。その辺については、先ほども重々、いろいろお話ししておりますけれども、防災会の中で、事例としてある区の事例をこういうふうにやっていますというふうなお話はやっておるんですけれども、やはり、なかなか行動に移していただけない区もあるようでございます。その辺も、全部合わせて、重要性を事あるごとに皆様に言っていきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） これをもって、鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時53分 休憩

午後 0時54分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、齋藤副町長から公務出席のため欠席の申し出ありましたので、報告をいたします。

総括質疑を行います。3番鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子 幸則 君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番鞠子幸則です。

私は、平成21年度決算の財政分析主要指数と市町村ごとの財政指標について、2点、総括質疑いたします。

まず1点目、平成21年度決算の財政分析主要指数は、平成20年度決算と比較して、①経常収支比率で2.1%の減少。②起債許可制限比率で0.3ポイントの減少。③公債費負担比率で0.7ポイントの減少。④地方債現在高比率で3.8ポイントの減少。⑤積立金現在高比率で2.3ポイントの増加。⑥将来にわたる負担比率で、12.3ポイントの減少となっております。それぞれの増減の主な要因は何か、お伺いたします。

(2) 仙南4市9町(白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町)の中で、亶理町の財政指標はどういう位置にあるか、お伺いたします。

議長(岩佐信一君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤仁志君) それでは、ただいまの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

平成21年度の決算の財政分析の主要指数と市町村ごとの財政指標ということでございまして、初めに、それぞれの分析指標に対しての増減の主な要因ということでございますので、まず、概要について説明をして、その要因を説明させていただきたいと思います。

初めに、まず、経常収支比率についてであります。人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税や地方交付税などを中心とした経常一般財源がどれだけ充当されているかというものを見ることによって、財政構造の弾力性を判断するための指標というものが経常収支比率でございます。当指標の健全エリアは、現在、県内市町村では、単純平均未満となっております。ここ、指数を入れないのは、県内の21年度の各市町村の決算状況がまだ公表されておられませんので、そのような表現をさせていただきます。

平成20年度におきまして、90.2%未満と、これは県内の市町村の単純平均でございます。平成21年度決算における経常収支比率につきましては、経常一般財源である町税が減少したものの、地方交付税、臨時財政対策債が増加したことと、一部事務組合負担金や人件費といった経常経費充当一般財源歳出が減となったことから、対前年度比で2.1%減の85.9%となり、平成16年度以降において、最もよい数値となったものであります。

なお、平成20年度、本町の経常収支比率は88.0%であり、県内、昨年度は36市町、県内にごぞいました。本吉町が9月に合併しておりますので、36市町で比較しますと、本町は10位となっております。

次に、起債制限比率についてであります。公債費等の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、平成17年度以前においても、過去3年間の平均が20%以上の団体について、原則として一定の起債を許可しないこととされておりましたが、平成18年度以降は、起債の協議制移行に伴い、起債制限に係る判断指標は、財政健全化判断比率である実質公債費比率へと移行している状況でございます。本町の平成21年度における起債制限比率は、元利償還金の減少及び公債費に係る基準財政需要額の増加などから、対前年度比0.3%減の6.7%となったものであり、健全エリアである、これは平成20年度と比較させていただきますけれども、県内市町村単純平均の9.0%未満を保持している内容でございます。

次に、3番目の公債費負担比率であります。公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標であり、元利償還金の減少及び一般財源総額の増加から、対前年度比1.0%減の11.6%となったものであります。

次に、4番目の地方債現在高比率であります。地方債現在高を標準財政規模で除したものをいい、今後、返済しなければならない地方債の残高が標準財政規模に対してどの程度となっているかを示す指標であります。平成21年度末における町債現在高は、92億2,017万8,000円で、償還以上に借り入れをしないという原則のもと、行政改革における事務事業の見直しにより、事業の重点化等を図った結果、前年度末と比べて4,247万9,000円の減となったものであります。町債現在高の減少に伴い、平成21年度の地方債現在高比率も対前年度比4.3%減の134.7%となっております。健全エリアである200%未満を保持しているところでございます。

次に、5番目の積立金現在高比率についてであります。将来にわたる財政の健全な運営を図るため、どれだけ貯金があるかを示す指標で、普通会計における基金の総額は標準財政規模に占める割合をあらわす指標であります。基金残高については、財政調整基金7,656万6,000円の増の9億5,030万8,000円、庁舎建設基金が今後の庁舎建設を見据え積み立てを行ったことから、1億123万8,000円増の8億3,204万8,000円となり、本指標についても、対前年度比2.3%増の35.1%となったもので

あります。今後も歳出削減等の行財政改革を継続して推進してまいりたいというふうに考えております。

その次に、6番目の将来負担比率でございます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、債務を普通会計だけでなく、一部事務組合の地方債現在高や、第三セクターの損失補償額まで拡大した上で、これらの負債が将来において町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であり、平成19年度から、算定が開始された財政健全化判断比率4指標の一つであります。

本町の平成21年度の数字は、将来負担額の減少や充当可能基金額の増加などから、対前年度比12.3%減の41.8%となったものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回る結果となっております。

このようなことから、平成16年度から3年間にわたり実施された三位一体改革や景気低迷による町税収入の伸び悩み等により、厳しい財政状況が続いておりましたが、平成19年度移行においては、歳出削減や事務事業の見直しといった行財政改革によって、財政状況は徐々に改善されてきており、平成21年度おきましても、今申し上げましたすべての指標において、対前年度比で、数値が向上したものであります。今後も引き続き町民に信頼される行政の確立と自立した自治体として、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、2問目の仙南亘理4市9町の中で、本町の財政指数はどういうふうな位置にあるかというご質問でございます。

本町の各財政指標は、仙南亘理4市9町の中でどういう位置にあるかについてですが、平成21年度の各市町につきましては、まだ、各市町村の決算状況が公表されていないため、平成20年度の数字を用いて回答させていただきたいと思っております。

本町の各財政指標につきましては、仙南亘理13市町の中におきまして、すべて上位に位置しているものであります。

まず、一つ目が、経常収支比率につきましては、13市町村、単純平均がこれは要するに13市町を単純に足してその平均をとった数字でございます。90.4%となっております。本町は20年度は88%であり、上位から4番目となっております。

2番目の起債制限比率につきましても、13市町村単純平均が8.7%、本町は7.0%

で上位4番目になっております。

3番目に、公債費負担比率につきましては、13市町村単純平均が15.3%ですが、本町は12.6%で上位2番目であります。

4番目の地方債現在高比率につきましても、13市町村単純平均が151.5%、本町は139%で上位5番目であります。

5番目の積立金現在高比率につきましても、13市町村単純平均が38.1%、本町は32.8%で上位6番目であります。

6番目の将来負担比率につきましては、13市町村単純平均が84%、本町は54.1%で上位5番目となっております。平成21年度の各市町につきましても、すべて平成20年度より改善していることから、本町の財政状況は、仙南亘理4市9町と比較しても、総じて良好であるということが言えると思います。今後においても、行政サービスを低下させないよう、健全な財政を行ってまいる考えであります。以上であります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 平成21年度の新規事業、新しい事業で、ソフト面じゃなくて、ハード面の事業で、国の経済対策としての地域活性化交付金事業を除いて、これは要するに、その事業の全部を国のお金で賄う事業を除いて、新しい事業はハード面で何がありましたか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 特に大きなものと言いますと、亘理中央児童センターの建設であるというふうに認識しています。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 町の財政を見る場合に、私もいつか言ったことはあると思うんですけども、町の施策、その事業の中身と財政指標、これを両方見ないとだめだと思います。財政指標がよいだけではだめです。財政指標がよいだけではだめだというのは、何もしなければ財政指標がよくなります。これではだめなんです。自治体の目的というのは、住民の福祉の増進、これが自治体の目的であります。ですから、その事業が住民の福祉の増進にどのように効果があったのか。この面と財政指標をバランスよく見るということが大事であります。

ただし、先ほど言われましたけれども、三位一体改革で、特に地方交付税の大幅な削減で、どこの自治体も財政は厳しくなってきました。ですから、もっとシビアに、今以上にシビアに財政指標を見ることが重要であります。そのときに、何が大事かという、政策を全部やるのではなくて、政策の優先順位をつけてやるというのがますます大事であって、私も一般質問でお伺いしましたけれども、町民の皆さんは何を一番求めるかという、健康、医療の充実なんですね。ですから、本当に事業をやるときに、バランスよく全部やるのではなくて、政策優先順位をつけてやるということがますます重要であって、とりわけ、保健医療の充実が大事だと思いますけれども、その点について、どうですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、鞠子議員さんがおっしゃるとおり、本町におきましても、やはり、町民の福祉増進のためにバランスをとりながら、施策の実現に向けて適正な予算の調整を行ってきております。その中で、健康、医療、そういうふうな面については、やはり、費用対効果を考えた場合に、必ず、それが財政にも反映していただけるということで、議員さんのおっしゃるとおり、大変大事なことではないかなというふうに考えます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、1番小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は、21年度決算の一般会計における収入未済額と不納欠損額について、総括質疑を行います。

まず、収入未済額でありますけれども、ご案内のとおり、これは調定し、収入の手続をしたにもかかわらず、会計年度中に収納されなかったものである。これは翌年度に延滞繰越金というようなことで計上されるわけでありましてけれども、不納欠損額については、調定された歳入が徴収できなかった。したがって、これは町の権利が消滅してしまう。こういう金額であろうかと思えます。

そこで、21年度の一般会計の収入未済額についてでありますけれども、その内訳は、税込と税収入外収入の内訳、どうなっているのか。そしてまた、未済額の納入

されなかった事由は何だったのか。そして、それに対して町としてどのような対策を講じてきたのか。そしてまた、2番目の不納欠損額については、20年度よりも100万ちょっと増加しております。これはなぜふえたのか。この理由をお聞きしたいと思います。そしてまた、この不納欠損額を整理する場合に、いろいろ法律的には、法によって処分整理されると思いますけれども、まだまだ、ある部分については、各市町村といいますか、自治体に一任されている部分があるかと思います。その辺の基準、規定、どの基準に基づいて整理しているのか。その辺を答弁願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまの質問の答弁のやり方なんですけれども、最初に収入未済額の（1）の全体的な内訳については、私の方の企画財政課の方で全体的な回答をさせていただきます。そのほかに、それぞれで担当しております一般会計は、税務課、保健福祉課、都市建設課、学務課の順にそれぞれ必要な質問の内容についての回答をさせていただきたいと思います。

それでは、私の方から、初めに、平成21年度の一般会計における収入未済額について、税収入と税外収入の内訳はどうなっているかということについてお答えをさせていただきます。

平成21年度一般会計の収入未済額の状況について申し上げます。まず、町税が3億4,587万4,000円の収入未済となっておりますが、内訳としまして、町民税が1億1,146万円、固定資産税が2億492万9,000円、軽自動車税が567万3,000円、都市計画税が2,381万2,000円となっております。

次に、町税以外につきましては、保育所負担金が806万円、住宅使用料が261万9,000円、財産貸付収入が224万7,000円、児童館委託費が139万2,000円、学校給食納付金が805万5,000円の収入未済額となっており、一般会計における収入未済額総額は3億6,824万7,000円となっております。

次に、2問目の未納額の納入されなかった理由についてです。

まず初めに、企画財政課所管の財産収入、これは土地建物貸付収入の未済額については、土地を貸し付けしていた中央テクニクス株式会社、これは弱電メーカーです。この未済額224万6,600円になります。中央テクニクス株式会社につきまし

ては、平成6年ごろから、下茨田の町有地3,009平米を条例に基づき貸し付けをしておりました。ここについては年額144万4,320円です。これを貸し付けの契約に基づいて年度当初で支払いをしていたというのが財産の貸し付けであります。景気の低迷などの影響から、会社の業績不振のため、平成15年ごろから納入が滞り始めた状況でございます。その後、再三にわたり納入勧奨を行ない、現年度貸付分を納入していただくとともに収入未済となっている過年度分についてもあわせて納入いただいていたところであります。その結果、平成19年度末において233万2,960円あった収入未済額も平成20年度末には97万7,280円まで減ってきていた状況であります。しかしながら、平成21年6月ごろから、生産コストの軽減を図るべく事業の拠点を中国に移したものの、会社の業績回復ができなかったことから、平成21年度分について、全額未済額となってしまったというものでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、町税関係の未済額についての理由は三つかなというふうに考えております。

まず一つは、平成19年度から三位一体改革が実施されたわけでございます。その三位一体改革とは、中央から地方へ税源の移譲があったわけでございます。これは所得税を減らして、住民税をふやす。所得税は、従来は最低が10%でございました。それを半分の5%に。ほとんどの方が10%の該当になったわけでございます。住民税は、これまでの3段階の最低が3%でございました。それを一律に10%に上げました。このような税源移譲があった関係で、本町でも、個人住民税が約3億5,000万円ほどふえたわけでございます。それに対する増税感ではなかろうかなと、このように思っております。

二つ目は、バブル経済崩壊以降、企業の雇用形態の変化と、アメリカに端を發したリーマンショックの世界同時経済不況の影響を受け、会社倒産による失業やリストラなどの中途退職者の増加、さらには、特に若い従業員のパート、アルバイト、フリーター、そして、契約派遣社員等の非正規社員の増加による収入の不安定が所得格差を広げて納税にも影響が出ていると、このように考えておるところでございます。

最後、三つ目は、全国的な設備投資の抑制により、建設関係など自営業者の経営

不振もございまして、未納額につながったものと、このように考えているところ
ございまして。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、保健福祉課所管分の保育料・児童館委託料の未
納額についてご回答申し上げます。

保育料等の未納の背景につきましては、個別訪問等を行っているわけなんです
が、その際の聞き取りによりまして、やはり近年の不況下におけます世帯全体での
所得の減少によりまして、生活が苦しくて払えない、あるいは払う余裕がないとい
った回答や、それから、住宅ローン、若い世代が多いというようなことで、住宅ロ
ーンを優先的に支払いまして、その後の残り分がないというふうな回答が多くある
ようでございます。また、家庭環境の状況と申しますか、家庭の両親の離婚等によ
りまして、保育料未納のまま転出するというふうなケースも年々ふえてきておる状
況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 続きまして、町営住宅使用料の未納額につきま
してご回答いたします。

平成21年度末での町営住宅の管理戸数が下茨田住宅で48戸、袖ヶ沢住宅で96戸、
倉庭住宅で81戸、合わせて221戸を管理しております。未納額の内訳につきま
しては、現年度分の滞納戸数が17戸で滞納額が110万200円、過年度分の滞納戸
数は8戸で151万9,300円となっております。これらの世帯につきましては、一人
親世帯が10世帯、障害者を含む世帯が3世帯、その他の世帯が6世帯とな
っております。この中で、給与収入により生計を立てている方につきましては、
正社員で働いている方が少なく、契約社員とかパートであったり、安定した
収入を確保できないことから、滞納額がふえているのも一因と感じてお
ります。また、障害者年金等を受給している世帯につきましては、支給月
にまとめて納入している方もおりまして、おくられて納入されるため、
収入未納額となる場合も出てきております。以上です。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 学務課分につきましては、収入未納額は学校給食費
でございます。納入されなかった理由でございますけれども、学校給食費にお
きましては、学

校が窓口となりまして、各学校とも年10回に分けて納入していただいておりますけれども、そのうち、納入方法を口座振替で行っている学校において未納が多く発生しております。学校では、給食費のほかにも各種校納金を保護者に負担いただいておりますけれども、収入の少ない家庭において、毎月のやりくりの中でどうしても後回しにされるケースが多い現状でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、1番目の（3）のどのような対策を講じたのかというふうなことでの回答をさせていただきます。

まず、企画財政課所管の財産収入の未済額に対しての対策でございますが、貸し付けしている中央テクニクス株式会社に対し、平成21年度中、それ以前から再三再四にわたり納入についての勧奨を社長本人に継続して行ってまいりました。しかしながら、会社の業績不振を理由に納入ができないということで、町としてもこれ以上の土地貸付契約の継続はできないとの考えから、平成22年3月31日、すなわち、21年度をもって契約の更新を打ち切ったわけでございます。しかしながら、建物は中央テクニクス株式会社所有となっており、このままでは町有地を有効活用できないことなどから、中央テクニクス株式会社社長に対し、建物の撤去または解体し更地にしてほしいということでお願いしたわけでございます。もしくは町に寄附を申し出ていただけませんかというふうなお願いをしました。その結果、町に対し、建物を寄附をしたいということでございました。しかしながら、この建物の上物には、他の公的機関、東京の社会保険庁の抵当権が、従業員の社会保険料を払っていなかったために抵当権が設定されておりました。その解除のために時間をちょっと要したわけでございますが、町の方から根強く社会保険庁の方にお話しして、やっと7月20日に抵当権の解除をいただきまして、そういうことから、中央テクニクスの社長が、現在、中国におりますけれども、携帯電話の連絡がとれますので、寄附採納の受け付けをしていただきたいということで寄附採納をしていただいたところでございます。

しかしながら、中央テクニクス株式会社の収入未済額の納入につきましては、会社社長が中国にいるということでございまして、しかしながら、電話には2回かければ必ず1回ぐらいは出ていただいております。ということで、まだ感触がござ

いますので、納入勧奨が主なものになりますので、そういう形で継続して未納額の解消に努める。

また、町内に既に事業所がないことから、引き続いてそういう形でやっていくということで、この対策については一区切りさせていただいて、建物も町のものになったということで、現在は別な企業の方に貸し付けをしたいということで、今、準備しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 政務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、町税関係の未済額の対応について、説明を申し上げます。

税務課としては、これから申し上げます6項目について対応してきたところでございます。

まず一つ目は、法の規定により定期的に督促状と催告書を発送してまいりました。

2番目としましては、滞納整理システム機器、いわゆる滞納パソコンでございませう。このパソコンを活用して、滞納者の分析と納税相談を実施し、生活実態を把握してまいりました。

3番目としましては、納税通知書での納付が困難な方には、分納の納税誓約書を取り交わして計画的な納入を指導してきたところであります。

4番目としましては、担税力がある滞納者、そして、納税相談にも応じない方、さらには納付確約不履行者など、いわゆる悪質な滞納者に対しましては、金融機関の預金調査などをしまして差し押さえ等を実施したところでございます。また、給与所得者につきましては、勤務先会社への給料照会を実施して給与の差し押さえなどの滞納処分を実施したところでございます。

さらには、所得税確定申告者に還付金が生じた場合には、税務署と連絡をとりながら、この債権を町税額に充当する、このようなこともやってまいりました。

5番目としましては、滞納処分に関する職員研修会には積極的に職員を参加させ、これまで滞納処分の仕方、やり方、ノウハウ、これを学んできて質の向上を図る、このようなこともやってまいりました。

最後、6番目としまして、広域的な組織、去年から、4月から宮城県地方税滞納

整理機構、これが県庁内に設立されましたので、この機構と連絡をとりながら、家宅捜索の中で差し押さえた動産のインターネット公売を実施して滞納整理に努めたところでございます。

以上のような方法で未納対策を実施し、結果としては、収納率は、現年度、そして過年度ともに昨年度を上回ることができたわけでございます。

また、収入未済額については、一般町税で約6,580万円ほど縮減することができたわけでございます。

今後は、なお一層、滞納者宅への臨戸訪問、夜間訪問、そして、滞納処分を中心として実施し、税の負担公平の理念から、滞納者をこれ以上は出さない、ふやさない、こういうことをモットーに努力する覚悟でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、保健福祉課としての対応でございますけれども、保育料・児童館委託料未済額の徴収のため、定期的に督促状並びに催告書の送付、あるいは年末等の休日に個別訪問の実施をしております。

また、随時、保育所・児童館職員によりまして、保育所・児童館での直接納付相談を実施しているところでございます。

今後も繰り返し粘り強く実施していきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏夫君） 次に、住宅使用料の未済額の対策でございます。

現年度分につきましては、納期限まで納入されない場合、翌月の20日前後に督促状を送付しております。それでも納入されなかった場合には、電話での催告、それから、家庭訪問を実施しておりますが、会えないときには来庁していただきまして、家庭の事情をお聞きしなから、分納などの納付計画書を提出していただいております。

また、過年度分につきましては、現年度分と重複している場合が多いので、同様に指導いたしますが、既に提出してもらっている納付計画書を守らない場合には、再度ご本人に来庁していただきまして、さらには、保証人の方にも同席していただきまして、納付していただけるよう指導しております。

町営住宅は、町営住宅条例第3条に記載されておりますけれども、住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で賃貸することを目的に設置されていることから、滞納したら、すぐに明け渡し請求をするわけにはいきませんので、滞納者の方には今後とも粘り強く滞納しないよう指導し、そしてまた、滞納の理由につきましても、聞き取り調査等を行いながら、適切な対応をとっていきたいと考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 学校給食費につきましては、未納が発生しますと、学校からその都度保護者に納入の催促を行っております。また、児童生徒への影響も配慮しながら、電話による保護者への連絡、または面談を行っているところでございます。さらには、学校長と教育長の連名でもって催告書を発送し支払いをお願いしているところでございます。対象者も大変多くて、対応には学校側も大変苦慮しているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 次の質問の不納欠損額について、（1）不納欠損額が平成20年度より増加しているが、その理由は何かというご質問でございます。

町税関係の不納欠損額は、その年の経済状況により大きく左右されるところでございます。平成21年度の増加した理由は、先ほどのご質問の中での未納額の納入されなかった理由にもお答えしたとおり、世界的な経済不況により、収入減のため、納税困難な納税義務者の増加でございます。

不納欠損を理由別に分析してみますと、生活困窮者が全体の40%を占めます。次に、死亡が30%、死亡については、未相続のため、推定相続人が納税義務者になりますが、その推定相続人の相続放棄や生活困窮が原因でございます。3番目は、無財産で生活困窮が14%、この上位3位で全体の84%を占める状況となっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 保育料の不納欠損額でございますけれども、平成20年度が24万1,450円で、平成21年度は22万9,550円というふうなことで、前年度を若干下回っておりますが、その主な理由につきましては、ほとんどの部分が、転出等によりま

してその後の所在が不明だというふうなことでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） ご質問の不納欠損処分を行う基準、規定はあるのかというご質問でございます。

町税関係の不納欠損処分は、法的に二つの方法が認められております。その一つは、地方税法第18条第1項の規定で、「法定納期限から起算して5年間行使しない場合」であり、いわゆる「5年時効」でございます。5年時効については、差し押さえ、納税誓約をした場合には「時効の中断」に該当するため、法定納期限から5年時効には該当はいたしません。したがって、不納欠損処分にも該当しないことになるわけでございます。

二つ目は、地方税法第15条の7、「滞納処分の執行停止」でございます。滞納処分の執行停止については、次の滞納処分の要件に該当すれば、停止3年後に不納欠損処分に該当する方と、停止後直ちに納税義務が消滅する基準がございます。その滞納処分の執行停止要件であります。次のいずれかに該当する事実があると認めるときでございます。まず、その一つは、滞納処分をすることができる財産がない。二つ目は、滞納処分をすることによって、その生活を著しく困窮させるおそれがある。三つ目は、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である。このようになっているわけでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 保育料関係につきましては、すべて税の方に準じて実施するというふうなことで行っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 克明な説明をいただきましてありがとうございます。

私は一番懸念しているのが、町当局が一生懸命になって、税務課を中心に徴収をやっているというようなことがなかなか我々町民には見えてこない。したがって、先ほど説明ありましたけれども、一昨年から、宮城県の滞納機構に町から1名職員を派遣していますよね。これに対して、先ほど、徴収率がどんどん、若干、上昇しているんだというような話ありました。このまず成果、具体的に人件費、年間かかっているわけですから、それなりの成果があると思いますが、それらについて、ひ

とつ意見をお聞かせ願いたい。

それから、もう一つは、この4年間で本当に残念なことは、18年から本年度、21年度の決算額を見ますと、不納欠損額が1億円以上、要するに消滅しているんですよ。これについて、やっぱり、いろいろ法的な制約、今ご説明あったけれども、この辺の対策、具体的に町としてどのように考えているのか、ひとつお話、お聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 去年の4月から滞納整理機構、県庁内に設立しました。本町からも1名派遣してございます。滞納整理機構の成果はどうかというようなことでございます。

まず、滞納整理機構は、県内35市町村のうち、参加しているのは24市町村です。参加しないのは、仙台市、多賀城市、それから、仙南2市7町でございます。仙台・多賀城につきましては、収納率がよいために独自でやっております。それから、仙南2市7町につきましては、仙南広域の滞納整理組合がございまして、そういう関係で参加しないと、このようなことでございまして。

まず、職員数は、13市町村から派遣がありまして、16人の市町村職員、県職員が6人、合計22名でございます。派遣している市町村の負担金は、これはございませぬ。派遣しない市町村は年間15万円の負担金を出しております。

移管している件数ですが、派遣しているのは60件、派遣しない町村は15件でございます。その成果といいますと、先ほどお話ししたとおり、家宅捜索をして、金にかえられるような動産は差し押さえ、去年は、21年度が初めてでございまして、この機構は3年間でございます。滞納者が6人でございます。6人の滞納者を家宅捜索して、インターネット公売は3回です。出品件数が47件で、主なものが、この前テレビになりましたハーレーバイクとか、たんす、火鉢セット、毛布、こういうようなものでございまして、売却にしますと168万、このような成果が上がっているわけでございます。

不納欠損の今後の取り組みというようなことでございまして、まず、今後は不納欠損額を幾らでも少なくするように努力するつもりでございまして、私は今後の納税について考えていることがございまして。納税は、三つの「お」、あいうえおの

「お」です。「お」が基本であるなど、このように思っております。まず、憲法30条では、納税は義務となっております。要するに、納める。最初の「お」です。それで、2番目の「お」は、納めない方は国税徴収法第47条の規定で、差し押さえをしなければならない。いわゆる滞納処分であり、押さえると、このようなことでございます。二つ目の「お」です。片や一方では、低収入で生活が困窮しており、やむを得ず、納められないという方は、先ほどの地方税法第15条の7の規定により、滞納処分の執行停止、これが該当することになり、おろす。不納欠損処分ということになります。三つ目の「お」です。納める・押さえる・おろす。そのためにも滞納者の実態を調査し把握することが必要であると、このように考えています。滞納者の皆さんは、現在の生活状況を報告しながら納税相談することが基本であると、このように考えておるわけでありまして。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 国民の三大義務として納税の義務があるわけでありましてけれども、やはり、私は、まじめに税金を納めている人がやっぱり報われるような社会、町、こういうふうには、そういう町をつくらなければだめだなというふうに思っております。ひとつ、ぜひともこの実態を肝に銘じながら、さらなる徴収に向けて執行するようにお願いを最後に申し上げまして、私の質疑を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第12号までの12件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの12件については、議長及び議会選出監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

委員会の招集場所は、議員控室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 6 分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に安藤美重子委員、副委員長に熊澤 勇委員、以上のとおり選任されました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第12号までの12件については、会議規則第43条の規定により、9月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの12件については、9月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月13日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 8 分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 岩 佐 信 一

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ

署 名 議 員 佐 藤 實